

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 本法で開示請求の対象とされるのは、行政機関が保有する文書であるため、磁気テープなどの電磁的記録は対象とならない。
2. 本法は国民主権の理念にのっとり行政文書の開示請求権を定めるものであるから、開示請求権は日本国籍を持つ者のみに認められ、外国人には認められていない。
3. 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていてそれを区分して除くことができない場合、公益上の必要性があっても、当該行政文書を開示してはならない。
4. 本法による不開示決定は行政手続法にいう「申請に対する処分」に当たるので、行政手続法の規定により、不開示の理由を付さなければならない。
5. 不開示決定について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に必ず諮問しなければならない。